

刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究（その1）

矯正協会附属中央研究所 佐藤良彦
 多田一
 川邊讓*
 藤野京子**
 坂井勇***
 谷村昌昭
 東山哲也

キーワード：特別改善指導，被害者の視点を取り入れた教育，R4

I 研究の目的

刑事施設においては，犯罪被害者等や支援団体の関係者が被収容者に対して直接講話するゲストスピーカー制度をはじめとして，「刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律」の施行以前から「被害者の視点を取り入れた教育」を実施している。

この教育の実施には，被害者関連の法整備などの背景がある。「犯罪被害者等基本法」が，被害者に対する支援・取組を求める声の高まりを受け，議員立法により提出され，平成16年12月に成立し，これに基づいて平成17年に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」の中で，その取組の一つとして「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進」に取り組むこととされている。また，これに先立ち，矯正局は平成16年に被害者支援団体，犯罪被害者に関する専門研究者を構成員とする「被害者の視点取り入れた教育」研究会を開催し，提言がなされている。このような流れを受けて，「刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律」の前身である「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行に伴い，特別改善指導¹の一つの類型として「被害者の視点を取り入れた教育」，一般改善指導として「被害者感情理解指導」が実施されるに至っている。

¹ 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行後，受刑者に対し，矯正処遇として，作業に加え，改善指導や教科指導を義務付けて行うことが可能となった。改善指導には，特別改善指導と一般改善指導があり，一般改善指導は，講話，視聴覚教材の視聴，自己啓発のための読書指導や健康維持のための体育など，受刑者一般を対象として実施する指導であり，特別改善指導は，薬物依存があったり，暴力団員であるなどの事情により，改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し，その事情の改善に資するよう配慮して行う指導である。

*駿河台大学大学院心理学研究科教授・財団法人矯正協会附属中央研究所客員研究員

**早稲田大学文学学術院教授・財団法人矯正協会附属中央研究所客員研究員

***財団法人矯正協会附属中央研究所客員研究員

「被害者の視点を取り入れた教育」は、「被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者」を対象としており、彼らもたらした被害の大きさから考えても、その教育の効果に対する期待は大きい。

この改善指導は、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情などを認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止などにいかされることが期待されている。

その一方で、効率的な運営や説明責任が行政に求められる昨今の潮流の中で、刑事施設の運営もその例外でなく、施設において実施されている処遇や指導が、社会のためにより役立つもの、すなわち、より再犯防止に資するものとなるよう求められている。また、そのような要請に対する説明責任を果たすべく、実施されている処遇や指導が、いかに再犯防止に役立っているか、その効果を測り、提示することが求められようとしている。

刑事施設における処遇や指導の効果というものは、端的に言えば、その処遇や指導を受けた者のうち、どれだけ多くの者が再び犯罪に及ばないか、ということで表現されるかもしれない。しかし、このような状況を踏まえても、この表現を実際に数値として表現することは、そう容易なことではない。とりわけ、この「被害者の視点を取り入れた教育」の対象となる多くの者は、再び同種の犯罪に容易に及ぶことが多くはないにせよ、その犯した罪が非常に重大なものであって、加えて、科された刑罰も重く、刑務所を出所するまでの期間が相当長くなっており、この再犯を軸とする枠組の中で、その効果を推し測る作業は非常に困難を伴うものと思料されるところである。

そこで本研究では、第一段階として、「被害者の視点を取り入れた教育」が全国の刑事施設において、どのように実施されているかを、実態調査によって明らかにし、その上で、この「被害者の視点を取り入れた教育」にかかる実施前後の変容を捉え、その効果検証の在り方について、さらに検討を加えていくこととしたい。

II 方法

1 調査対象施設

刑事施設83庁（社会復帰促進センター4庁を含む刑務所62庁、少年刑務所7庁、拘留所8庁、刑務支所6庁）を対象とした。

2 調査期間

平成21年9月18日から同年10月23日まで

3 調査方法

調査対象としている刑事施設83庁の「被害者の視点を取り入れた教育」を担当している統括矯正処遇官に対し、調査票を送付し、回答を求めた。また、参考資料として、平成20年度に実施した「被害者の視点を取り入れた教育」の実践プログラム（指導案・指導計画）及び実践プログラムの実施について定めた内規（ただし、平成21年度に実践プログラムの内容を修正した施設については、平成20年度版及び21年度版の両方）の送付を求めた。

4 調査内容

調査項目は、以下のとおりである。

- (1) 平成21年9月末日現在の受刑者在所人員とR4指標の付与人員
- (2) 平成20年度の「被害者の視点を取り入れた教育」の開講回数
- (3) 各開講回の初回人員と指導未修了人員と理由
- (4) 教育受講者のうち本件事犯の被害者が死亡していない者の人員
- (5) グループ編成時に配慮している内容
- (6) R4のほかにR3等の指標を付された受刑者への対応について
- (7) 実践プログラム作成に当たっての、指導内容等の工夫について
- (8) 外部講師の属性
- (9) 使用教材
- (10) 教育の効果が期待できる受刑者と期待できない受刑者の特徴
- (11) 「被害者の視点を取り入れた教育」に編入されない理由
- (12) 編入されない者に対する手当て
- (13) 教育効果があったと指導担当者が感じる受講者の変化の内容

III 結果

1 実施状況

(1) 指導対象者（表1）

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」は、特別改善指導の一つとして実施されており、処遇調査の結果に基づいて、処遇指標「R4」が指定された受刑者を対象に実施されている。

表1は、平成21年9月末日現在の在所受刑者とR4が指定された受刑者の人数をまとめたものである。これによると、全国の刑事施設では、在所受刑者の約1割に当たるおよそ6,700人の受刑者がR4に指定されている。

また、刑事施設をA施設（処遇指標がA（犯罪傾向が進んでいない者）の男子受刑者を収容している施設；26施設）、B施設（処遇指標がB（犯罪傾向が進んでいる

者)の男子受刑者を収容している施設;36施設), W施設(女子刑務所;7施設), その他の刑事施設(医療刑務所及び拘置所等である。美祿社会復帰促進センターは, 男子及び女子の受刑者を収容していることから, その他の刑事施設として集計した。)の4つの区分に分け, 集計を行った。区分ごとに見ると, A施設では3,412人(15.9パーセント), W施設では556人(14.6パーセント)と高い割合を示しているのに対し, B施設で2,534人(7.1パーセント)及びその他施設242人(8.2パーセント)となっており, 前者に対し, 後者は約半分程度となっている。

表1 R4対象者

	A	B	W	その他	合計
R 4 対象者	3,412	2,534	556	242	6,744
	15.9%	7.1%	14.6%	8.2%	10.5%
在所受刑者	21,505	35,685	3,810	2,950	63,950

注 割合は, 在所受刑者に占める R 4 対象者の割合である。

(2) 実施回数(表2)

表2は, 平成20年度の1年間に実施した「被害者の視点を取り入れた教育」(以下, 「R4」と言う。)の実施クール数(開講回数)の状況を区分ごとにまとめたものである。なお, 今回の調査では, 1年間に指導を開始し, かつ終了したものを対象とした。したがって, 指導期間が1年間を超えるものについては, 計上されていない。なお, R4の指導を3~4期に分け, 刑期とその進行の状況に応じて, 数年ごとに指導を受けさせる取組を実施している施設があったが, この施設については, 実施回数や受講人数等の分析からは除外している(1施設)。

平成20年度は, R4は, 刑事施設全体で152クールが実施されている。各施設の実施クール数の平均は, 1.7クールで, 最大は8クールである。集計結果によると, 全刑事施設の約4割が1クール, 同じく約3割が2クールの実施となっている。区分別では, A施設の平均が他に比べてやや高く, 2クールを上回っている。

表2 実施クール数

	A	B	W	その他	全体
平均値	2.5	1.5	1.6	1.1	1.7
最小値	0	0	1	0	0
最大値	8	4	2	3	8
系列の合計	73	53	11	15	152

(3) 受講者数(表3~8)

表3は、平成20年度に実施されたR 4の各クールの初回に受講した人数の合計の状況を示したものである。刑事施設全体では、平成20年度1年間に773名²がR 4の初回受講の機会が与えられたということになる。区分ごとでは、A施設の平均が他の区分に比べて最も高く、1施設当たりの平均が15.6人となっており、次にW施設で10人を上回っているが、B施設6.7人、その他施設5.0人と10人を大きく下回っている。

表3 初回受講者数（年間合計）

	A	B	W	その他	全体
平均値	15.6	6.7	10.1	5.0	9.4
最小値	0	0	2	0	0
最大値	42	27	15	20	42
系列の合計	391	241	71	70	773

表4は、平成20年にR 4を受講した者のうち、指導が修了できなかった人員をまとめたものである。刑事施設全体では、初回人数の約1割に当たる74名が指導途中で終了している。集計結果によると、刑事施設全体の半数以上の施設において、中途終了者はいなかった。平均すると、1施設当たり約1名が指導途中で終了していることになる。区分ごとの平均値を見ると、差はわずかではあるが、B施設が最も高くなっている。

表4 中途終了者（年間合計）

	A	B	W	その他	全体
平均値	1.0	1.1	0.6	0.3	0.9
最小値	0	0	0	0	0
最大値	5	5	2	3	5
系列の合計	26	40	4	4	74

表5は、各施設の1年間のR 4の指導途中で終了した人の初回参加人数に対する割合（中途終了者率）を示したものである。前述したとおり、半数以上の施設では、中途終了者はいなかったが、中には中途終了者率が5割を上回る施設もある。区分ごとでは、B施設で割合が最も高く、平均13.2パーセントであり、最大で約6割と高い割合となっているほか、中途終了者率が2割を上回る施設も約3割ある。一方、W施設及びその他施設では、ともに平均が1割を大きく下回っている。

² 今回の調査は1年間に指導を開始し、かつ終了したR 4のクールが対象としている。したがって、時期をまたいで実施されたクールや、1年を超える指導期間を設定した指導は計上の対象とならないため、実態より少ない数値となることがあると考えられる。

表5 施設における中途終了者の割合

	A	B	W	その他	全体
平均値	7.4%	13.2%	5.7%	4.0%	9.5%
最小値	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大値	50.0%	57.0%	14.0%	25.0%	57.0%
中央値	2.4%	11.3%	0.0%	0.0%	1.2%

表6は、刑事施設全体の中途終了者について、その理由をまとめたものである。刑事施設全体で最も多かったものは、仮釈放及び反則行為による調査・懲罰で、それぞれ約35パーセントである。次いで、満期釈放、移送となっており、それぞれ約1割であった。区分ごとでは、A施設では、中途終了者の半数が、仮釈放を理由としており最も多く、次いで反則行為による調査・懲罰で約3割となっている。B施設では、反則行為による調査・懲罰が最も多く、4割を超えており、次いで仮釈放が理由で約2割となっている。W施設では、すべて仮釈放が理由となっている。

表6 中途終了の理由

	A	B	W	他	合計
仮釈放	13	9	4	0	26
	50.0%	22.5%	100.0%	0.0%	35.1%
反則行為による調査・懲罰等	8	18	0	0	26
	30.8%	45.0%	0.0%	0.0%	35.1%
満期釈放	0	4	0	3	7
	0.0%	10.0%	0.0%	75.0%	9.5%
移送	4	2	0	0	6
	15.4%	5.0%	0.0%	0.0%	8.1%
病気等による休養	0	4	0	1	5
	0.0%	10.0%	0.0%	25.0%	6.8%
その他	1	3	0	0	4
	3.8%	7.5%	0.0%	0.0%	5.4%
計	26	40	4	4	74
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表7は、初回受講者の本件犯罪において被害者が死亡しているかどうかについて、まとめたものである。刑事施設全体では、受講者の約7割については、被害者が死亡している。区分ごとに見ると、A施設及びW施設では、8割以上の受講者について、被害者が死亡している。一方で、B施設では、被害者が死亡している受講者は、5割を上回る程度である。

表7 被害者の状況

	A	B	W	その他	全体
被害者が死亡	314	129	58	30	531
	80.3%	53.5%	81.7%	42.9%	68.7%
被害者が非死亡	77	112	13	40	242
	19.7%	46.5%	18.3%	57.1%	31.3%
初回受講者数	391	241	71	70	773
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表8は、被害者が死亡していない初回受講者242名について、その罪名をまとめたものである。なお、罪名は、各受講者の最も重い罪名を集計した。刑事施設全体で、最も多かったものは傷害で、約3割である。次いで、殺人未遂、強盗致傷となっている。区分ごとでは、A施設では、殺人未遂が48.1パーセントと最も多く、次いで傷害が約2割となっており、B施設では、傷害が40.2パーセントと最も多く、次いで強盗致傷で約3割となっている。W施設は、傷害が38.5パーセントと最も多くなっている。

表8 被害者が死亡していない者の本件罪名

	A	B	W	他	合計
傷害	15	45	5	9	74
	19.5%	40.2%	38.5%	22.5%	30.6%
殺人未遂	37	11	2	6	56
	48.1%	9.8%	15.4%	15.0%	23.1%
強盗致傷	10	34	0	5	49
	13.0%	30.4%	0.0%	12.5%	20.2%
窃盗	1	5	0	3	9
	1.3%	4.5%	0.0%	7.5%	3.7%
強盗	2	3	1	2	8
	2.6%	2.7%	7.7%	5.0%	3.3%
強姦致傷	1	3	0	3	7
	1.3%	2.7%	0.0%	7.5%	2.9%
業務上過失傷害	1	1	2	2	6
	1.3%	0.9%	15.4%	5.0%	2.5%
暴力行為等処罰に関する法律違反	0	4	0	0	4
	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.7%
その他	10	6	3	10	29
	13.0%	5.4%	23.1%	25.0%	12.0%
合計	77	112	13	40	242
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2 実施内容

(1) 単元数等 (表9, 10)

R4のプログラムについては、平成18年5月23日付け矯正局長通達「改善指導の標準プログラムについて(依命通達)」において、他の特別改善指導とともに標準プログラムが定められている。標準プログラムには、指導の目標、対象者、指導項目、指導方法等が規定されており、各施設は、この標準プログラムに基づいて、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗、指導に必要な知識及び技能を修得している職員の数、民間の篤志家等による協力の状況その他の事情を考慮して、実践プログラムを定め、実際のR4を展開している。

表9は各施設の実践プログラムで定められた1クールの単元数を、表10は1単元当たりの時間をそれぞれまとめたものである。なお、実践プログラムの集計に当たっては、対象者の属性等に応じて、一つの施設に二つ以上のプログラムが提示されている場合があることから、それぞれのプログラムを「講座」として別に集計した。

R4の標準プログラムでは、1単元50分、12単元を標準とすると定められている。今回の調査では、単元数については、刑事施設全体の平均は約10回であり、標準プログラムで示されている単元数を少し下回る結果となっている。刑事施設全体の4割以上の施設が標準プログラムで示された回数と同じ12回に設定されている一方で、その半分である6回と設定されている施設も1割を上回っている。区分別では、A施設が最も多く、平均は11回を上回り、半数以上の施設が12回以上に設定している。B施設では、平均は10回を下回り、半数以上の施設が12回未満の設定となっている。W施設では、平均は10回を上回り、7割以上に当たる施設が12回以上の設定となっている。1単元当たりの時間は、刑事施設全体で平均約60分となっており、いずれの区分でも平均約60分となっている。

表9 1クールの単元数

	A	B	W	その他	全体
平均値	11.2	9.7	10.7	9.7	10.3
最小値	6	6	6	6	6
最大値	19	12	13	12	19
中央値	12.0	10.0	12.0	10.0	12.0

表10 1単元当たりの時間

	A	B	W	その他	全体
平均値	62.3	56.2	59.2	57.5	58.6
最小値	50	50	45	50	45
最大値	90	90	90	90	90
中央値	60.0	60.0	60.0	55.0	60.0

注 数値の単位は、分である。

(2) 指導期間（表11）

表11は、各施設の実践プログラムで定められた1クールの指導期間をまとめたものである。標準プログラムでは、3か月から6か月を標準期間としている。刑事施設全体では、平均約5か月で実施されている。区別に見ると、A施設では、2か月から22か月と幅が広い。長期間に設定されているものは、指導全体を3回程度にわけ、刑期とその進行状況に合わせて、数年ごとに指導を受けさせるものである（なお、指導期間は、実際に指導を実施している期間のみを合計している。）。一方で、集計結果では、A施設の講座の8割以上は指導期間を6か月以下で設定しており、3か月以下の設定しているものも4割を超えている。B施設では、指導期間の平均は、A施設に比べて少し短くなっているが、6か月以上に設定しているものが6割を超えている。W施設では、ほとんどが6か月に設定している。

表11 1クールの指導期間

	A	B	W	その他	全体
平均値	5.5	5.4	6.3	4.7	5.4
最小値	2	3	6	2	2
最大値	22	10	8	12	22
中央値	4.0	6.0	6.0	4.0	6.0

注 単位は、月である。

(3) グループ編成（表12～14）

表12は、各施設の1クール当たりの受講人数の平均をまとめたものである。刑事施設全体では、約5人が平均であり、5人程度でグループを構成して実施施設が多いことが分かる。A施設とW施設は、ともに6名を上回っているが、B施設及びその他施設では、5名を下回っている。

表12 1回当たりの参加人数

	A	B	W	その他	全体
平均値	6.4	4.6	6.3	4.8	5.3
最小値	1	1	2	1	1
最大値	13	10	8	12	13
中央値	6.0	4.8	7.0	4.0	5.0

注 1クール以上実施した施設のみまとめたものである。

表13は、R4のグループ編成時に配慮していることについて自由記述による回答をまとめたものである。事件の内容や被害者について配慮しているとした施設が、全体の約4分の1に当たる22施設ある。この内訳を見ると、事件内容や罪名に近い者を集

めてグループを編成しているとしたところが9施設ある。また、「実子殺しと交通事故による死亡事犯についてはグループを分けて実施しなければ、グループ統制が難しく、各個人の内省が深まりにくいので注意している。」「被害者が親族のグループと非親族のグループとに分け実施している。」といった回答のように、実子などの近親者が被害者となっている者について、別にグループを編成したり、通常のグループの対象外としているところも9施設ある。そのほか、交通事犯や過失犯を通常のグループとは別に扱うとしたところは5施設ある。

「暴力団関係者が複数人集まらないように実施している。」や「同組の暴力団関係者又は反目関係にある暴力団関係者は、一緒にしない。」など、暴力団関係者について言及した施設も11施設ある。ほかには、「知能が低い者については、少人数編成とし、指導内容を減らして、短期間で実施している。」など知的能力や理解力について言及したものや、「同一工場からはなるべく1名となるようにしている。」など所属工場について言及したもの、また長期刑を収容している施設では、有期刑と無期刑を別に扱うという意見も見られる。

表13 グループ編成時の配慮

	施設数
事件の内容・被害者についての配慮に言及したもの	22
（ 事件内容・罪名が類似・同種のものを集めるとしたもの	9
（ 近親者への事犯を別に扱う（集団指導の対象外を含む）としたもの	9
（ 交通事犯や過失犯を別に扱う（集団指導の対象外を含む）としたもの	5
暴力団関係者を別に扱う（集団指導の対象外を含む）としたもの	11
知的能力・理解力についての配慮に言及したもの	4
本人の所属工場についての配慮に言及したもの（例：同一工場からは1人のみ）	4
有期刑と無期刑の受刑者を別に扱うとしたもの	2

注 複数の項目に該当するものがある。

表14は、R 4のほかに、R 3（性犯罪再犯防止指導）やR 5（交通安全指導）など、他の処遇指標が付されている受刑者に、特別改善指導を実施する場合の対応についての回答をまとめたものである。約9割に当たる71施設で指標別にそれぞれ実施しているというものである。また、少数意見だが、「他の特別改善指導を先に実施し、R 4を後に実施する。」という実施順序を固定化し、R 4を言わば指導の仕上げとして位置付けている施設や、R 4やR 5について、両方の指標が付された者を集めて指導を実施している、としている施設も見られる。

表14 複数指標付与時の対応

	施設数
指標別にそれぞれ指導を実施する	71
他の特別改善指導を先に実施し、R4教育を後に実施する	2
複数の指標が付された者を集めて指導を実施する（R4とR5の場合）	2

注 複数の項目に該当するものがある。

(4) 指導項目（表15～21）

R4の標準プログラムでは、教育で取り上げる指導項目について、「命の尊さの認識」、「被害者及びその遺族等の実情の理解」、「罪の重さの認識」、「謝罪及び弁償についての責任の自覚」、「具体的な謝罪方法」、「加害を繰り返さない決意」の六つを挙げている。また、矯正局が作成した「刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の手引」（以下、「手引」という。）では、指導のねらいや指導者の心構えが示されているほか、指導計画等の例についても示されている。表15は、手引に示された指導計画における指導項目や指導内容等について抜粋したものである。

表15 指導計画例における指導項目等

単元番号	指導項目	指導内容	指導方法
1	オリエンテーション	本指導の目的と意義を理解させる。	講義 アンケート記入 録音教材聴取
2	命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について具体的に考えさせる。	講話 感想文作成
3	被害者（その遺族等）の実情の理解（1）	加害者としての自分を客観的に認識させた上で、事件の被害者の方へと視点を転換させる。	ワークシート記入 意見発表
4	被害者（その遺族等）の実情の理解（2）	被害者が置かれている立場について、多面的に理解させる。	講演又はVTR教材 視聴
5	被害者（その遺族等）の実情の理解（3）	同上	講義 ワークシート記入 意見発表
6	被害者（その遺族等）の実情の理解（4）	自分が被害者にもたらした被害について改めて考えさせ、加害者としての責任を自覚させる。	講義 役割交換書簡法
7	罪の重さの認識（1）	自らの犯罪行為を事実として振り返らせ、罪の重さを認識させる。	講義 ワークシート記入
8	罪の重さの認識（2）	同上	意見発表
9	罪の重さの認識（3）	加害者としての自分を認識させる。	ワークシート記入
10	謝罪及び弁償についての責任の自覚	自分にとって更生とはどういうことかを、被害者を念頭に置きつつ考えさせる。	グループワーク ワークシート記入
11	具体的な謝罪方法	謝罪及び弁償を始め、被害者に対してすべきこと・できることを具体的に考えさせる。	講義 ワークシート記入
12	加害を繰り返さない決意	再加害を起ささないための具体的方策を考えること、実行することの難しさを自覚させ、社会生活で具体的に実践する決意を固めさせる。	ワークシート記入 録音教材聴取 講義 意見発表

表16は、標準プログラムで示された指導項目について、各施設の実践プログラムにおいて取り上げられた項目数をまとめたものである。なお、集計に当たっては、指導項目名が一致していないものも、単元における指導内容が指導項目に該当すれば、取り上げられているとした。刑事施設全体では、約6割の講座が6項目すべてを取り上げている。W施設では7割以上、A施設では6割以上の講座で、すべての項目を取り上げている。また、B施設では6割を下回る講座が6項目をすべて取り上げているが、5項目以下しか取り上げていない講座も見られる。

表16 実施指導項目数

	A	B	W	他	合計
6項目	17	21	5	5	48
	65.4%	56.8%	71.4%	41.7%	58.5%
5	4	4	1	4	13
	15.4%	10.8%	14.3%	33.3%	15.9%
4	2	6	0	1	9
	7.7%	16.2%	0.0%	8.3%	11.0%
3	2	3	1	1	7
	7.7%	8.1%	14.3%	8.3%	8.5%
2	1	3	0	1	5
	3.8%	8.1%	0.0%	8.3%	6.1%
合計	26	37	7	12	82
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 上段は、該当する講座数を示している。

表17は、実践プログラムにおいて、取り上げられていない項目をまとめたものである。刑事施設全体では、「具体的な謝罪方法」の項目を取り上げていない講座が最も多く、約3割となっている。次いで、「命の尊さの認識」で約2割となっており、「被害者及びその遺族等の実情の理解」を取り上げていない講座はなかった。区分ごとに見ると、A施設では、「加害を繰り返さない決意」を取り上げていない講座が最も多く2割を上回っており、次いで「命の尊さの認識」及び「具体的な謝罪方法」でともに約2割となっている。また、反対に、すべての講座で「被害者及びその遺族等の実情の理解」とともに、「謝罪及び弁償についての責任の自覚」を取り上げている。B施設では、「具体的な謝罪方法」を取り上げていない講座が最も多く、3割を上回っており、次いで「罪の重さの認識」で約2割となっている。W施設では、「命の尊さの認識」を取り上げていない講座が約3割と最も多く、その一方で「被害者及びその遺族等の実情の理解」とともに、「罪の重さの認識」、「謝罪及び弁償についての責任の自覚」は、すべての講座で取り上げられていた。その他の施設では、「具体的な謝罪方法」を取り上げていない講座が最も多くなっている。

ここで、取り上げられていない項目とは、当該項目の内容についてまったく教育が実施されていないことを意味するものではなく、あくまで施設の実践プログラムの中で、項目として取り上げられていなかったものであり、他の項目の指導の際に関連内容として指導がなされているものと考えられることをまず付言したい。また、特にB施設などでは、犯罪傾向が進んでおり、指導に対する動機付けが低いことが懸念されることなどを背景に、1クールあたりの単元数を少なく設定し、取り上げる項目についても絞った形で設定することにより、そのような受刑者でもなんとか取り組むことができるプログラムとしていることが考えられる。

表17 実践プログラムで取り上げられていない指導項目

	A	B	W	他	合計
命の尊さの認識	5 19.2%	7 18.9%	2 28.6%	3 25.0%	17 20.7%
被害者及びその遺族等の実情の理解	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
罪の重さの認識	2 7.7%	10 27.0%	0 0.0%	2 16.7%	14 17.1%
謝罪及び弁償についての責任の自覚	0 0.0%	3 8.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.7%
具体的な謝罪方法	5 19.2%	12 32.4%	1 14.3%	5 41.7%	23 28.0%
加害を繰り返さない決意	6 23.1%	5 13.5%	1 14.3%	3 25.0%	15 18.3%
講座総数	26 100.0%	37 100.0%	7 100.0%	12 100.0%	82 100.0%

注 割合は、講座総数に対する割合を示している。

表18は、6項目の指導項目をすべて取り上げている講座について、その取り上げている順番の平均を見たものである。刑事施設全体及びいずれの区分についても、①「命の尊さの認識」、②「被害者及びその遺族等の実情の理解」、③「罪の重さの認識」、④「謝罪及び弁償についての責任の自覚」、⑤「具体的な謝罪方法」、⑥「加害を繰り返さない決意」の順となっており、手引で示されている指導計画例と同じ順番となっている。

表18 指導項目の実施順序

	A	B	W	他	全体
命の尊さの認識	1.5	1.3	1.8	1.6	1.5
被害者及びその遺族等の実情の理解	2.2	2.1	2.0	2.2	2.1
罪の重さの認識	2.8	2.6	2.6	2.2	2.6
謝罪及び弁償についての責任の自覚	4.0	4.1	3.9	4.2	4.0
具体的な謝罪方法	4.9	5.0	4.7	5.0	4.9
加害を繰り返さない決意	5.6	6.0	6.0	5.8	5.8

注 6項目すべてを取上げている講座のみの集計である。

表19は、表17において、R 4のすべての講座で取り上げられている「被害者及びその遺族等の実情の理解」の指導項目を基準に、各指導項目がその前後どちらで実施されているかについてまとめたものである。六つの指導項目のうち、「謝罪及び弁償についての責任の自覚」、「具体的な謝罪方法」、「加害を繰り返さない決意」については、ほとんどの講座が手引に示された指導順序と同様に取り上げている。しかし、「命の尊さの認識」については、刑事施設全体で約1割の講座で、手引に示された順序と逆の順序で取り上げている。また、「罪の重さの認識」については、刑事施設全体で3割以上、A施設では4割以上、W施設では約3割、その他の刑事施設では5割が、手引に示された順序と逆の順序で取り上げている。

表19 指導項目の実施順序

		A	B	W	他	全体
命の尊さの認識	が先	19	27	4	7	57
		90.5%	90.0%	80.0%	77.8%	87.7%
	後	2	3	1	2	8
		9.5%	10.0%	20.0%	22.2%	12.3%
罪の重さの認識	が先	10	5	2	5	22
		41.7%	18.5%	28.6%	50.0%	32.4%
	後	14	22	5	5	46
		58.3%	81.5%	71.4%	50.0%	67.6%
謝罪及び弁償についての責任の自覚	が先	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	後	26	34	7	12	79
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
具体的な謝罪方法	が先	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	後	21	25	6	7	59
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
加害を繰り返さない決意	が先	1	0	0	0	1
		5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
	後	19	32	6	9	66
		95.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%

注1 それぞれの指導項目を実施している講座のみを集計の対象とした。

2 下段の割合は、それぞれの指導項目を実施している講座数に対する割合である。

表20は、指導項目を取り上げる順番について、「罪の重さの認識」を「被害者及びその遺族等の実情の理解」より前に取り上げている指導計画（そのうち、指導項目や指導内容等を抜粋したもの）の例である。指導項目の配列については、手引で示されている順序とこの例に代表されるような順序と大きく分けて二つのパターンがあると言える。

表20 「罪の重さの認識」を先に取り上げる指導計画（指導内容等のみの抜粋）

単元番号	指導項目	指導内容	指導方法
1	オリエンテーション	本指導の目的と意義を理解させる。	講義 アンケート
2	加害行為の認識（1）	自らの犯罪行為を事実として振り返らせる。	講義 ワークシート
3	加害行為の認識（2）	同上	ワークシート 意見発表
4	加害行為の認識（3）	加害者としての自分を認識させる。	講義 ワークシート
5	被害者（その遺族等）の実情の理解（1）	加害者としての自分を客観的に認識させた上で、事件の被害者の方へと視点を転換させる。	ワークシート 意見発表
6	被害者（その遺族等）の実情の理解（2）	被害者が置かれている立場について、多面的に理解させる。	講義 VTR教材視聴
7	被害者（その遺族等）の実情の理解（3）	同上	講義 ワークシート 意見発表
8	被害者（その遺族等）の実情の理解（4）	自分が被害者にもたらした被害について改めて考えさせ、加害者としての責任を自覚させる。	講義 役割交換書簡法 意見発表
9	謝罪及び弁償についての責任の自覚	自分にとって更生とはどういうことかを、被害者を念頭に置きつつ考えさせる。	講義 ワークシート 意見発表
10	具体的な謝罪方法	謝罪及び弁償を始め、被害者に対してすべきこと・できることを具体的に考えさせる。	講義 ワークシート 意見発表
11	加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的方策を考えること、実行することの難しさを自覚させる。	講義 ワークシート 録音教材聴取
12	まとめ	これまでの単元で考えたことをまとめ、社会生活で具体的に実践する決意を固めさせる。	講義 ワークシート 意見発表

表21は、各施設に実践プログラムの作成に当たっての工夫等についての自由記述の回答をまとめたものである。指導の順序や重点項目についての内容は、20施設が回答していた。内訳を見ると、自己を見つめることを重視し、そこから指導を進めるものが5施設、「最初から被害者問題をテーマにすると、対象者の精神的負荷を余計に高めてしまうので、前半の単元で命の尊さや罪の重さについて考えさせ、後半の単元で段階的に被害者問題について考えさせることにより、対象者の指導に対する抵抗感を和らげるように工夫している。」など、序盤は事件の内容に触れず、命の尊さ等をテーマとする講話から始めるというものが4施設、そのほか加害者の家族等の身近な人の心情理解から指導を進めるというもの、被害者の心情理解から、罪の自覚、具体的な謝罪という流れで進めるというものなどがあった。なお、女子施設では、「対象者に被害者意識が強い者が多い」といった指摘が見られ、早期の段階で、加害者であることの自覚を促す指導をすると回答している施設があった（2施設）。他の女子施

設では、「事件に至るまでの過程で何らかの形で被害者となっているケースが多い」と指摘し、「プログラム実施の前段階として、加害者の心の傷を整理させるよう配慮している」とする施設もあった（1施設）。

ほかには、外部協力者の参加についての内容も多く20施設が取上げていた。ワークブック・ワークシートを活用しているとするもの（8施設）、「刑期の短い者に対応するため、短期間で終了するようにしている」、「受講者が無期刑であれば12か月、有期刑であれば3か月にするなど、指導期間を適宜調整している」など、刑期の長さ等に応じて指導期間や指導時期を工夫しているとするもの（6施設）などが見られた。

表21 実践プログラムの工夫

	施設数
指導の順序や重点項目についての内容	20
（ 自己を見つめることを重視し、そこから指導を進める	5
序盤は事件の内容に触れず、命の尊さ等をテーマとする講話から始める	4
加害者の家族等の身近な人の心情理解から指導を進める	2
早期の段階で、加害者であることの自覚を促す指導をする	2
被害者の心情理解から、罪の自覚、具体的な謝罪という流れで進める	2
外部協力者の参加についての内容	20
ワークブック・ワークシートの活用	8
刑期の長さ等に応じて指導期間や指導時期を工夫している	6
個別面接やカウンセリング等の実施	5
指導内容等を参加者の状況に応じて柔軟に対応している	5
受講者全員が発言・表現できる機会を与えている（発表機会・日誌の記入等）	3
ロールレタリングの実施	3
R4教育前に一般改善指導などで事前教育を実施	2

注 複数の項目に該当するものがある。

(5) 指導方法・教材（表22,23）

表22は、実践プログラムに示された指導方法をまとめたものである。講義が最も多くの講座で採用されており、平均約4単元で実施されている。講義に次いで多いのは、講話・講演の58講座となっている。グループワークやロールレタリング（役割交換書簡法）も全体の6割以上の講座で採用されており、前者は平均約5単元、後者は平均2単元で実施されている。映像教材等については、NARRATIVE3（矯正局作成）が34講座、NARRATIVE2（矯正局作成）が21講座で使われているほか、録音教材（矯正局作成）も21講座で使用されており、これらはすべてほぼ平均1単元で実施されている。

区分ごとに見ると、A施設では、グループワークを用いている講座数が最も多く、

講義を用いている講座よりも多くなっている。なお、グループワークの平均実施単元数は、5単元を上回っている。B施設では、講義を用いている講座数が最も多く、次いで、講話・講演、ロールレタリング（役割交換書簡法）となっている。W施設では、講義を用いている講座数及び感想文を用いている講座数が最も多く、次いで、講話・講演、ロールレタリング（役割交換書簡法）、アンケート、課題作文となっている。その他の施設では、講義を用いている講座数が最も多くなっている。

表22 R4の指導方法

	A		B		W		他		合計	
	講座数	平均実施単元数	講座数	平均実施単元数	講座数	平均実施単元数	講座数	平均実施単元数	講座数	平均実施単元数
講義	22	4.2	33	4.5	7	3.0	12	3.9	74	4.2
	84.6%		89.2%		100.0%		100.0%		90.2%	
講話・講演	16	2.1	29	2.5	5	2.2	8	1.8	58	2.2
	61.5%		78.4%		71.4%		66.7%		70.7%	
グループワーク	23	5.2	24	4.2	4	5.8	6	5.8	57	4.9
	88.5%		64.9%		57.1%		50.0%		69.5%	
ロールレタリング (役割交換書簡法)	16	3.0	28	1.7	5	1.6	7	1.0	56	2.0
	61.5%		75.7%		71.4%		58.3%		68.3%	
感想文	15	5.0	26	3.3	7	2.9	4	7.8	52	4.1
	57.7%		70.3%		100.0%		33.3%		63.4%	
ワークシート作成	16	6.0	23	4.9	4	6.5	6	5.7	49	5.5
	61.5%		62.2%		57.1%		50.0%		59.8%	
アンケート	12	1.3	23	1.1	5	3.6	4	1.0	44	1.5
	46.2%		62.2%		71.4%		33.3%		53.7%	
意見等発表	8	3.8	14	3.1	2	3.5	6	2.3	30	3.2
	30.8%		37.8%		28.6%		50.0%		36.6%	
課題作文	7	2.4	9	3.3	5	4.6	6	2.8	27	3.2
	26.9%		24.3%		71.4%		50.0%		32.9%	
討議	6	3.0	10	2.4	2	4.5	4	6.5	22	3.5
	23.1%		27.0%		28.6%		33.3%		26.8%	
面接	1	1.0	4	1.0	1	1.0	0	0.0	6	1.0
	3.8%		10.8%		14.3%		0.0%		7.3%	
ロールプレイ	1	2.0	3	2.3	1	2.0	0	0.0	5	2.2
	3.8%		8.1%		14.3%		0.0%		6.1%	
(映像教材等)										
録音教材	7	1.1	8	1.1	3	1.0	3	1.0	21	1.1
	26.9%		21.6%		42.9%		25.0%		25.6%	
NARRATIVE1	1	1.0	10	1.0	1	1.0	2	1.0	14	1.0
	3.8%		27.0%		14.3%		16.7%		17.1%	
NARRATIVE2	3	1.0	13	1.2	1	1.0	4	1.0	21	1.1
	11.5%		35.1%		14.3%		33.3%		25.6%	
NARRATIVE3	12	1.4	14	1.7	4	1.5	4	3.0	34	1.7
	46.2%		37.8%		57.1%		33.3%		41.5%	
他のVTR	10	1.5	3	1.0	2	2.0	1	1.0	16	1.4
	38.5%		8.1%		28.6%		8.3%		19.5%	
図書	2	1.0	5	1.4	1	5.0	3	1.3	11	1.6
	7.7%		13.5%		14.3%		25.0%		13.4%	
全講座数	26		37		7		12		82	
	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	

注 平均実施単元数は、当該指導方法実施講座の平均である。

表23は、R4で実際に使用している教材についての回答をまとめたものである。ワークブック・ワークシートについては、半数以上に当たる45施設が使用している。その半数以上は自庁で作成したものであり、外部講師が作成したワークブック・ワークシートを使用している施設もあった。図書教材については、16施設が使用しており、被害者支援センター等が発行している被害者の方やその遺族の方の手記集や、被害者遺族の方が書いた手記などが挙げられている。その他、新聞記事やCDなども教材として用いられている。

表23 R4の教材

	講座数
ワークブック・シート	45
自庁で作成	28
矯正局作成（指導手引に掲載のもの等）	7
外部講師が作成	2
VTR教材（矯正局作成のものを除く）	23
内閣府制作啓発用教材（「ある日突然最愛の娘を奪われて」）	5
加害者家族をテーマにした映画	2
図書教材	16
被害者支援センター等の手記集	8
被害者遺族の方などの手記	6
小説等	5
その他	15
新聞記事	6
CD（さだまさし「償い」）	4

注 複数に該当するものがある。

(6) 指導者（表24, 25）

表24は、実践プログラムに示されたR4にかかわる指導者の状況をまとめたものである。教官・教育部門職員が最も多く、次いで外部講師となっており、全体の8割以上の講座で指導にかかわっている。篤志面接委員等は、全体の3割を上回る29講座で指導にかかわっている。また、他の矯正施設職員も8講座で指導にかかわっている。

表24 R4の指導者

	講座数
教官・教育部門職員	75
外部講師	69
篤志面接委員等	29
統括矯正処遇官以上の幹部職員	12
他の矯正施設職員	8
その他の刑務官	7
心理技官	3

表25は、外部講師の状況についてまとめたものである。最も多かったのは、被害者団体関係者の32施設であり、約4割の施設で外部講師となっている。次いで、被害者遺族が14施設、被害者本人が、2施設である。その他の講師では、大学教授などの大学関係者（9施設）、検察庁のOBなど検察・警察関係者（6施設）、障害者支援施設等の福祉施設職員（4施設）などが挙げられている。

表25 R4の外部講師

	施設数
被害者団体関係者	32
被害者遺族	14
被害者本人	2
その他講師	28
（ 大学関係	9
（ 検察・警察関係者	6
（ 福祉施設職員	4

3 指導への編入について

(1) 編入されない理由（表26）

表26は、R4指標が付されている者で、出所までの間にR4に編入されない者がいる場合に、その理由を選択肢から3つ以内で選んで回答を得たもののまとめである。最も多いものは、反則行為の累行などの本人の生活状況によるもので、約半数の施設が挙げている。次いで、本人の知能面で教育実施になじまないもので、約3割の施設が挙げている。また、約2割の施設は、教育が実施できる人数に限りがあることを理由として挙げており、教育を実施することで、情緒が不安定になる恐れがあることを理由として挙げる施設もある。なお、R4指標が付くものは、すべて編入されているとした施設は、3割を上回る27施設である。

表26 R4のグループに編入されない主な理由

	施設数
反則行為を累行するなど、普段の本人の生活状況から	43
知能面で教育実施になじまないから	23
教育が実施できる人数に限りがあるから	18
教育実施することで、情緒が不安定になる恐れがあるから	13
本人に付された他の指標の改善指導を優先するから	8
被害者に対する謝罪や賠償等についての意識が十分あり、教育の必要性が乏しい	0
その他の理由	18
（ 動機付けが低く、教育実施になじまない	9
刑期や仮釈放等の関係で収容期間が短い	4
病気による休養	3
R4が付く者は、すべて指導を受けており、編入されない者はいない	27

(2) 編入されなかったものに対する手当て（表27）

表27は、何らかの理由でR4に編入されなかった者に対する手当てとして、施設が自由記述で回答したものをまとめたものである。手当てとしての対応として最も多いのは、一般改善指導の中で指導を実施しているもので、その半数は、矯正指導を実施する日等に、NARRATIVEや録音教材などの教材を視聴させるものであり、約3分の1は、被害者関係団体の関係者等の講話を実施している。次いで、釈放前指導で指導を実施しているものが多く、教育部門職員等が個別に対応しているものや、教誨師により月命日供養を実施しているもの、刑執行開始時指導の中で指導を実施しているものもある。

表27 R4に編入されない者に対する手当て

	施設数
一般改善指導の中で指導を実施している	27
（ 録音教材やVTR等の教材を視聴させている	16
被害者関係団体の関係者等の講話を実施している	9
釈放前指導の中で指導を実施している	16
教育部門職員等が個別に対応している	13
月命日供養等を教誨師により実施している	12
刑執行開始時指導の中で指導を実施している	9
注 複数の項目を回答している施設がある。	

4 指導の効果

(1) 教育効果が期待される受刑者と期待されない受刑者（表28, 29）

表28は、R 4の内容が浸透しやすく、教育の効果が期待できるのはどのような対象者かその特徴を自由記述で各施設が挙げたものをまとめたものである。最も多いものは、自らの罪について自覚があることや、反省していることである。次に、引受人がいて保護環境がよい、出所後の生活の見通しがあるとする回答が多い。また、知的能力や理解力、刑務所内の生活態度を挙げる回答も比較的多い。

表28 R4の効果が期待できる対象者の特徴

	施設数
自分の犯した罪について自覚がある	17
自分の犯した罪について反省している	15
引受人がいて保護環境がよい、出所後の生活の見通しがある	14
ある程度の知的能力、理解力がある	11
刑務所内の生活態度が良好である	10
被害者（遺族）への謝罪や償いについて考えている	9
共感性がある	9
自己に対する改善意欲や前向きな努力が認められる	6
他人の意見を聴くことができる	5
交通事犯、過失犯である	5
R 4教育に積極的な参加意思がある	5
犯罪傾向が進んでいない	3
被害者が親族、知人、顔見知りである	3

表29は、R 4の内容が浸透しにくく、効果が期待できない対象者について、その特徴を挙げたものをまとめたものである。最も多いものは、知的能力や理解力が乏しい、ということである。次いで、暴力団関係者である点が挙げられている。さらに、他罰的な傾向があること、自分が事件の被害者であると考えていること、被害者に事件の原因があると考えていること、などが比較的多く挙げられている。

表29 R4の効果が期待できない対象者の特徴

	施設数
知的能力, 理解力が乏しい	20
暴力団関係者である	19
他罰的な傾向がある	12
自分も事件の被害者だと考えている	11
被害者に事件の原因があると考えている	8
共感性が乏しい	8
実子など近親者が被害者である	8
自分の罪の意識が乏しい	7
家族から見放されているなど, 保護環境が悪い	6
R4教育の受講態度が消極的	5
刑務所内の生活態度が悪い	5
事件を否認している	5
他人の意見を聴かない	5
交通事犯者	2
言動等が表面的	2

(2) 担当職員が教育の効果があつたと感じる変化（表30）

表30は、R4の効果があつたと指導担当者が感じる受講者の変化について、解答をまとめたものである。全般的に見ると、謝罪や賠償の姿勢や行動の変化、事件に関する認識の変化、受講態度の変化、生活態度の変化、被害者に対する認識の変化、その他の変化等、六つ分類することができる。

最も多く挙げられている謝罪や賠償の姿勢や行動の変化では、「指導当初は「本音で言うと被害弁済をするつもりはない」と言っていたが、指導終盤には「一生をかけても償う」と言った。」「被害者が死亡している事犯者の考えが、「償いようがない」から遺族の他に事犯者本人の家族も被害者になっていることを理解し、「償う」という意志が感想文の中からも読み取れるようになってきている。」など、謝罪や賠償に対して前向きな構えをみせるようになったという点が多く回答されている。また、「自分の家族等に対して、面会や通信の機会を捉えて謝罪の方法を相談するようになる。」「被害者に直接謝罪の手紙を発信したいと意思表示した。」など、具体的な謝罪や賠償の方法について、考えや行動が及ぶようになったという回答や、「自分では十分に反省しているつもりだったが、単なる自己満足に過ぎず、全く反省も謝罪もできていないことに気付いた」といった内容の感想が得られた。」など、被害者の立場に立って、自らの謝罪や賠償を見直していることを指摘した回答も見られる。

事件に関する変化では、「自分の事件について、指導当初は仕方がなかったという考え方であったが、自分の非を認める発言をするようになった。」「自分の事件について、指導当初は「悪いと思っていない」と言っていたが、そのようなことを言わな

くなる。」など、事件に対する正当化をやめ、自分の責任を認識するようになったという回答が最も多い。また、「自分の事件について、指導当初は、被害者側にも落ち度があったと言っていたが、そのようなことを言わなくなる。」「自分の事件について、最初は被害者の方も悪いところがあるとか、周りの人間が悪いといったような発言や態度が見られたのが、徐々に自分自身と向き合い、気持ちの整理ができるようになって、被害者に対する気持ちに変化が生まれてきた。」など、被害者や周囲に対して責任や原因があるとする認識を改めたという回答も見られる。

受講態度の変化では、積極的に発言をするようになったという回答が多い。また、発言の内容が具体的になることや、よく考えて発言するようになる、といった回答もある。

生活態度の変化では、「調査に付されることが減ったり、作業態度を含め生活全般に落ち着いた生活を送れるようになること。」「工場作業及び生活場面において、些細なことであっても手を抜かずに取り組んでいると報告がある。」など、工場や居室などあらゆる場面における態度の落ち着きを指摘した回答が多い。また、「工場担当職員から、他者の気持ちに配慮した生活をするようになったと報告を聞く。」「工場担当から「人の話をよく聴けるようになった。」「落ち着いてきた。」「周囲の者と人間関係が良くなった。」等を聞く。」など、対人関係及び協調性の改善や、他人の話をよく聞けるようになったといった点を指摘した回答も見られる。

被害者に対する認識の変化では、「指導場面においては、「自分が被害にあったら相手を許せない」と述べる。」「被害者又は遺族の置かれている立場、現状について全く知らなかったが、自分の被害者がどのようなになっているのか等について考えるようになった。」など、被害者の立場や感情等について考えられるようになった、という回答が見られるほか、「自分の事件の被害者のことを考えないような言動をしていた者が、被害者のことを口にするようになった。」といった回答も見られる。

その他としては、出所後の生活について考えられるようになったとする回答や、考えや意見がより具体的になってきたとする回答、また、自分と向き合うようになったという回答も見られる。

表30 指導担当者が教育効果を感じる受講者の変化

	施設数
謝罪や賠償の姿勢・行動の変化	20
謝罪・賠償について前向きな構えになった	13
具体的な謝罪・賠償の方法に考え・行動が及ぶようになった	4
被害者の立場に立って、自分の謝罪・賠償を見直していた	4
事件に関する認識の変化	18
自分の責任を認識するようになった	12
事件と向き合うようになった	5
被害者に責任の一端があるとする認識を改めた	3
受講態度の変化	18
発言が積極的になる	10
よく考えて発言するようになる	3
他人の意見を聞くようになる	2
発言の内容が具体的になる	2
生活態度の変化	12
生活態度の落ち着き	9
対人関係が良くなった、協調性ができた	4
他人の意見を聞くようになった	2
被害者に対する認識の変化	8
被害者の立場や感情等を考えるようになった	7
被害者についての発言が見られるようになった	2
その他の変化	11
出所後の生活について考えるようになった	4
考えや意見がより具体的になった	3
自分と向き合うようになった	2
相手の立場に立って物事を考えるようになった	2

注 複数の項目に該当する回答がある。

IV 結果のまとめ

1 R4の対象者について

R4の対象者として、在所受刑者の約1割に当たる6,700人余りの受刑者が、処遇指標R4の指定を受けている。そのR4の対象者に対し、今回の調査では、1年間にR4の受講機会が与えられていたのは、およそ800人であった。ただし、指導期間が1年間を超える設定の指導のように、今回の調査対象に当てはまらない指導が実施されていること、また一般改善指導において被害者感情理解指導が実施されていることを考慮すれば、これより多くの受刑者に対して被害者についての指導がなされていると言える。

一方、R4対象者の状況に目を向けると、対象者間、あるいは施設間で異なっている

点が少なくない。まず、彼らの本件犯罪による被害者の状況である。A施設やW施設では、被害者が死亡しているケースが比較的多いが、B施設ではそれに比べて少ない。また、中途終了となる受刑者がいない施設もあれば、受講者の半数が中途終了となる施設もある。その理由も、各施設で違っており、A施設やW施設では仮釈放が多く、B施設では反則行為による中途終了が比較的多いことが挙げられている。

これらは、刑事施設の収容対象となっている受刑者の違いによるところが大きいことは言うまでもない。このような刑事施設の様々な事情の中で、各施設なりの教育が展開されているものの、その一方では、各施設なりの教育実施上の困難さがあることも現実であろう。

R4の教育に当たっては、先に述べたような困難に加え、その内容の面でも、受刑者が社会ではほとんど目を向けてこなかった被害者の実情や自らの責任について取り扱うものであり、受刑者にとっては忌避したいと思うものであり、指導に当たっての動機付けの面でも非常に困難が伴うことが想像される。

一方で、R4は、その対象者となっている者の犯罪による被害内容は重大なものが多く、再犯予防の観点や被害者に対する対応等の観点から、期待されるころは非常に大きい。

したがって、指導を実施する上で困難となっている部分に対する工夫や努力を積み重ね、R4の受講が必要なすべての者に対して、彼らが出所するまでの間に、指導がなされるよう積極的に取り組む必要があるだろう。

2 R4の内容について

各施設のR4の実践プログラムにおける単元数や指導期間、指導項目等を概観すると、全刑事施設の平均的な部分を見れば、おおむね矯正局がこの教育実施の手引に示すようなものに近いものとなっており、この手引で示されているものが標準的なものとして、多くの施設で取り入れられていることがうかがえる。

もちろん、施設間の違いも大きい。例えば1クールの単元数を見ても、標準として示されている12単元で実施されている施設もあれば、その半分の6単元で実施している施設もある。取り上げている指導項目についても、標準プログラムで示された6項目をすべて実施している施設もあれば、その中の2項目を取り上げて実施している施設もある。これらは指導者や指導時間、指導場所等の物理的な事情や、犯罪傾向が進んでいるB施設の受刑者をはじめとして、動機付けが低いことが懸念される受刑者を指導するに当たって、単元数を低く設定したり、取り扱う項目を絞ることを通じて、より受刑者が取り組みやすいプログラムにする必要があるという事情などがあると考えられる。

指導項目の実施順については、標準プログラムと同様の順番で実施している施設もあれば、それとは異なる順番で実施している施設もある。標準プログラムでは、命の尊さについて考えさせた上で、被害者の実情を認識させ、罪の重さを認識させる、という順

番で指導を進めている。一方で、ある施設では、まず自分の犯した罪や行動、その時の感情など、自分に徹底的に向き合い、そこから罪の大きさや命の尊さを認識し、その上で被害者の実情について認識させるという形で実施している。また、ある女子施設では、被害者が肉親であることが多く、罪と向き合うことで、自らの被害的体験が表出することが多いことから、まず被害者の実情を講話や視聴覚教材等によって認識させ、その後自らの罪に向き合わせる、という形で指導を進めている。このように、指導項目の順番やグループ編成時の配慮など、様々な形で工夫をしながら指導を進めている実態も明らかとなっている。

今後、指導の充実を図る上で、このように対象となっている受刑者の特徴などを捉え、その状況に適した指導を実施するという取組を進めることが期待されるが、その際に、その取組や工夫を指導の効果という視点で捉えることも必要であると言える。どのような取組や工夫が指導の効果を上げているか、逆にどのような取組は指導の効果に結びついていないかを検討し、効果を上げている取組を各施設、あるいは刑事施設全体で積み重ね、このR4の効果을上げていく取組が必要となってくるであろう。

また、この教育をめぐる事情・環境は施設によって大きく異なることは先述している。さらに、この教育の対象となっている対象者の犯罪等の背景も、各人によって大きく異なっている。例えば、集団リンチのような形で殺害にかかわった対象者と、自らの子どもを虐待によって殺害してしまった対象者では、同じ殺人を犯した対象者ではあるが、その性質は大きく異なっている。指導の効果等を検討するに当たっては、このような背景の違いに十分留意する必要がある点を特に言及しておきたい。

3 R4の効果検証について

R4の標準プログラムでは、この指導の目標について「自らの犯罪に向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること。」としている。一方、今回の研究において、指導担当者が効果を感じる変化について調査したところ、受講態度や生活態度の変化のほかに、事件に関する認識の変化や被害者に対する認識の変化、謝罪や賠償の姿勢・行動の変化等について指摘されている。指摘されている対象者の変化は、指導目標となっている部分との重なりが大きく、指導目標とされている部分の到達状況の変化を、指導担当者が効果として捉え、観察していると言える。

受刑者は、日常生活の中で、社会生活と離れ、これまでの自分の生活を静かに振り返る機会を持ち、反省や被害者に対する謝罪への気持ちに向かうきっかけとなることは言うまでもないが、それに加え、被害者の視点を取り入れた教育における様々な対象者への働き掛けを通じて、改めて自分や自分の事件に向き合う機会、また自らの事件の被害者に向き合い、謝罪や賠償について考える機会が、より積極的に与えられることになる。

この機会を通じ、対象者はより自分の罪に向き合い、被害者の感情や被害者に対する謝罪や賠償について考えることが期待されている。指導担当者が捉えていたように、対象者の考えや認識の変化を、この教育の一つの効果の捉え方として考えることができるのではないだろうか。

自らの事件や被害者に対する認識、謝罪や賠償についての考え方などについての対象者の状況を質問紙等の調査を通じて客観的に捉え、指導の前後でその変化を観察することで、教育の効果の一面を捉えることができるのではないだろうか。なお、観察に当たっての観点としては、指導担当者が捉えている変化が一つの参考になると思われる。例えば、「事件に対して当初は仕方なかったという認識であったものが、自分の非を認める発言をするようになった。」などといった観察があることから、事件についての否認や合理化の程度も一つの観点であろう。

対象者の変化を、指導担当者が主観的に捉えるだけでなく、客観的に捉えることができれば、指導に携わっていない職員などにも、指導による対象者の変化を認識しやすくなり、指導担当者も、指導における効果を検討することができ、今後の指導の向上に役立てることができる。また、対象者も自らの変化について捉えることができれば、自分に向き合う一つの大きな材料となるだろう。

対象者の変化を客観的に捉え、指導効果の検討に結びつけることを通じて、各施設の指導の充実、さらには刑事施設全体の教育のより効果的な展開に結びつくことが期待される。

V 展望

本研究により、刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育についての指導の実態や対象者の状況等を概観することができた。今回の調査結果を参考にしながら、対象者の変化を客観的に捉える方法を検討し、受刑者への質問紙等の調査を通じて、効果を検討する一つの枠組を提示することを今後の課題としたい。

付 記

最後に、本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の各位に対し、心からの謝意を表します。

参考文献

- 内閣府 2006 犯罪被害者白書（平成18年版）
法務省法務総合研究所 2009 犯罪白書（平成21年版）